

わけです。

私は、この答弁につきましても研究したり検討したりしているうちに、もう本当に今の痴呆性老人を抱える家族というのは非常に大変な思いをしているわけです。特別養護老人ホームというのは、こういう痴呆性のお年寄りを収容できる、そういう施設なんですよ。それが今東京都の中で足りなくて、都の調査ではまだ三千人も特養に入りたいという人が入れないで待っているんだという実態があるわけです。

ですから、福生市でも特養もできたことですし、私は、その中に併設しろとは言いませんし、そういうことは何も言いませんけれども、ぜひともこういう痴呆性老人のお年寄りのそれこそ人権と命を守るために、ぜひともこの託老所の設置も急いでいただきたいというふうに思いますけれども、ぜひそのところも、今言われた、答弁されましたように研究するしかないのかどうなのか。市長がそのように言われました、本当にお年寄りを愛情を持って接したいと言われるその気持ちから、少しでも早く、どれぐらいをめどにというのがあるんでしょうから、ぜひとも聞かせていただきたいと思いますよ。

それと学校教育についてなんですけれども、教育次長が答弁されましたけれども、私は、それはぜひ市長に答弁していただきたいと思います。

これは、私は教育委員会の管轄だから、教育委員会分野だからということではなくて、これは財政措置になると思うんです。きつとそういう時期には教育委員会がそれなりの予算要求をされるんでしょう。しかし、福生市の自治体の長として、この教育に関するそういう政策ですね、方針ですか、市長の。そういうものが、やはり私は、一番具体的にあらわれるのはこのような教育費にどれくらい予算を組んでいるかということではないかというふうに私は考えます。ですから、そういう点から、ぜひ市長に答弁していただきたいんです。

四十二年に修学旅行等は父母負担であるというふうに決まったんだと言われました。これでちょっと教えてほしいんですけど、現実に年間約十三万、中学校で言うところと一年から三年までの間、約十二万から十三万の間に、今、市が出している一万何千のその八千四百円と、中学校で言うところと千八百五十円の父母負担金が出ておりますけれども、それを除いても三年間で約十二、三万の父母負担がかかっているわけです。修学旅行費は、六十一年度決算で教えていただきました。先ほど登壇しても言いましたけれども、約四万六千円程度かかっているわけです。これを除きまし

ても、修学旅行は父母負担だということで、これ百歩譲りまして、これを譲ったとしても三年間で約十三万近くかかるわけですよ。四万六千円割ったとしてもまだまだ父母負担がかかるわけです。

私の調べた中学一年、中学三年で言いますと、どうしてもこれは教育の一環であろうというものが父母負担になっているわけです。教育の一環というところとおかしいですけれども、これをなくしては中学校の教育が成り立たないであろうというもので父母負担になっているわけです。そのために中学校で言えば千八百五十円、市からの補助金が出ているわけですけれども、私はまだまだ少ないなというふうに思うわけです。

何を根拠に少ないかというふうに言いますと、例えば修学旅行で言いますと、補助金が福生市は中学校で八千四百円ですよ、お隣の羽村町は三万三千円です。松原村は一万二千円出ています。じゃあ羽村は修学旅行の補助金だけがこんなに多く出ているのかといいますと、そうでもないんです。それなりの教材費にかかわる負担は羽村では福生よりかちよと多くて二千元を中学生には負担をしているわけです。

そういう点からも考えまして、私は子供たちの家庭科で使う調理の実習費とか、学力テストが今必要なわけですね、高校へ行くのに。学力テスト代とか、それとか音楽に使う笛代とか、そういう物までみんな父母負担になっていて、なかなかこの額がばかにならない。しかも学校教育だけでは高校に行かないという実態が今出てきているわけで、そういう中で家庭における教育費が相当かかるわけです。

そういう点から見ても、私は、財政的に市の市長の教育に対する方針として、この義務教育というか、教育にかかわるこういう気持ちがここで一番よくあらわれるんじゃないかというふうに思いますので、どのように考えられているか、市長からぜひ答弁をいただきたいんです。

片倉工業の跡地のことなんですけれども、これは金曜日にもいろいろ皆さんから答弁があって、皆さんに答弁されてあれなんですけれども、一つよくわからないんです、私、答弁を聞いていても。私の番が来たら聞いてみようと思っただけなんですけれども、確かに約五千坪ありまして、総合福祉センターだけをあそこへつくるんではないんだらうというふうにも私想像するわけなんですけれども、どんなものかいいのか、総合福祉センターもどういう程度のものかいいのかということも、いろいろこれから調査して研究されるんでしょうけれども、その中で事務レベルのプロジェクトをつくったというのが、きのうの遠藤さんの質問の答弁にもありました。現在は事務レベルで検討中である。私

がよくわからなくて申しわけないんですけれども、事務レベルで検討中というのはどういう検討なのか、もうちょっとこのところを具体的に教えていただきたいと思っています。

○議長（村尾栄次君） 二時二十分まで休憩いたします。

午後二時五分 休憩

午後二時二十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川彌八郎君） 原議員さんの御質問に対して大変大ざっぱではありますがありますけれども、御答弁をさせていただきます。

教育の問題は、これは教育委員会の管轄でございます、私が申し上げるのは、ある意味においては越権行為だと思いますが、私にということでございますので、教育の問題と、それからまた、今、原議員さんからの質問というのはほとんど福祉の問題ということでございます。両方兼ねて考え方を申し上げたいと思います。

結局私は、教育、福祉というものは極めて福生市にとりましても日本国にとりましても重要なことであるということとは、これは原議員と同じ考え方であります。ただ、やはり基本的には、教育にしても福祉にしても、その基本は自助努力というものが何といっても基本にならなければいけないと思います。と同時にまたいわゆる受益者負担的な考え方というのは、やはりこれは重要な問題であろうかと思えます。

もちろん歳入があつて歳出があるというふうなこと、これは国も都も町も家庭もみんな同じでありますけれども、その限られた予算の中で、いかに適正な効率の高い運営をしていくかというのが一番大きな務めであるわけでありまして、そういった意味からいきますと、例えば仮に修学旅行がどこそこが幾らで、だから福生もこうしたら、などといったような問題も、決して無視はしてはおりませんが、抜本的な問題ではないと、むしろそういったようなことをすることによって、では間違いなく教育が一層成果が上げられるかということに対しては、必ずしもそうと断言はできない。福祉においてもそうであります。そういったような理念に基づいて物事は考えるべきではないかと、こんなふうに思います。

それから先ほどの一番最初の安定的運営ということでございますが、やはりこれも見解の違いでございます、ある意味においては、まさに安定的運営であると、こういうふうなことが言えると思います。

あとは、細かいことは部長の方から答弁させます。

○市民部長（小野光朗君） それでは国民健康保険問題につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

まず、保険税の軽減に伴う金額等につきましてでございますけれども、先ほど原議員さんがおっしゃったとおり、私の方は、現在の予算の中では八十四万七千円程度ではないかなというふうに予測してございます。

次に老健の拠出金の国庫負担の減少に伴うものが、先ほど市長が二・六％ぐらい減るんじゃないかなというふうなことを申し上げましたんですけれども、これにつきまして、昭和六十三年の当初予算の見込みの中でいきますと、一千二百万ぐらい国庫負担が減るんじゃないかというふうに予測は見ております。なお六十四年度につきましては、それらの先ほどの軽減分及び今回の今の老人保健の拠出金の国の負担分、これらについては、まだ医療費などのぐらゐ出るか、保険税がどういうふうに変わっていくか、あるいは所得がどう変わっていくか、ちょっとわかりませんが、全然今のところではまだ検討してございません。それが、まず一点でございます。

次に、法定減免につきましては御答弁申し上げましたんですけれども、申請減免につきましては、これは十四条の関係でございますけれども、いずれにしても今三十二市町村の中で十四、五市町村がそういうふうな制度は設けているんですけれども、実態としては、余り活用については、まだよく承知しておりません。それらについても国保の財政力等を見ながら、いずれ今後は検討していかないか、いけなかなと思っております。

それから、先ほど悪質滞納者というふうなこともおっしゃいましたけれども、それらにつきましては資格証明は現在はまだやってないわけでございますけれども、見解としては今後二十六市の歩調等を見ながらやっていきたいと思っています。ただ現在、六十二年度の末におきましては、そういうふうな今、悪質滞納者ということは別として、未交付の保険証はございません。

それから最後に、あと東京都が今度、保険税の軽減、四割六割の軽減に伴って、都道府県の負担が二五％ふえるというふうなことで、それが東京都の補助金にどういうふうにかかわってくるかという問題でございますけれども、これについては事務局でも今鋭意検討したり、市長会なり、あらゆる機会の中で東京都に要望する努力をしていきたい

と思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○福祉部長（石川和夫君） 老人福祉についてでございますけれども、まず老人見舞金制度の関係になりますけれども、これにつきましては、一昨年、原議員さんの方から質問があったかと思ひます。

これにつきましては、当時ですけれども、町田市での関係では二百五十万程度というふうなお話であったと思ひます。町田市が昨年の十月からと思ひますけれども、今までの方式を、二段階方式から四段階方式に変えたというふうなことで、六百五十四万というふうな数字になるわけでございますけれども、今までの関係におきましては、二段階方式で福生がとらえた場合はどうなるのかというふうなことですけれども、今年度やりますと、二百八十五万程度というふうな形になります。そんなふうなことも踏まえまして、やはり財政的な面からも研究が必要だというふうなことが言えるかと思ひます。

また託老所の設置でございますけれども、これにつきましては、昨年三月、九月ですか、御質問いただいて、その間でございますけれども、これにつきましては特養ができた時点というふうなこと、あるいはできた後の状況というふうな形で御説明してありますけれども、今後につきましても、これらにつきましては専門的な職員も必要だし、介護者も必要だということもあわせまして、関係筋にお願いしてまいりたいというふうに思っております。

それから片倉工業跡地の関係でございますけれども、事務レベルでの検討というふうなことでございますけれども、これにつきましては、先般、遠藤議員さんにも申し上げたわけですが、関係部課長が集まりまして、これから市が買い戻す財政計画ですとか、それから用地を取得するに際しての補助金の対象といひますか、それらを検討していきたいというふうなことでございまして、いずれ、これらの問題につきましては議会の方に御相談申し上げなければならぬ点があるかと思ひますけれども、現段階ではこのような形で進めさせていただいております。以上でございます。

○十二番（原 敏子君） そうしますと、市長に最初に答弁をいただきましたので、市長にまた再度お尋ねしたいというふうに思ふわけです。

市長の教育や福祉に対する考え方を、今市長の答弁で聞かせていただいたわけですね。極めて重要であるという点とは私と一致するというふうに言われまして、じゃあ、それならばどうやっていくかというところが問題ではないかと思ふ。

その中の一つ、私は教育の点で見ますと、先ほども申し上げましたように、教育の充実、これは、じゃあ目で見える教育の充実とはどういうものなのかという、こういう点から見ますと、私は福生市民の教育にかかわる経費を、やはり少なくすることも教育の充実だろうというふうに思ひます。言ってみれば、私が今言っています父母負担を軽減することも教育の充実です。目に見えない青少年の幼児からの教育について、いろんな分野で予算を使う、これも教育の充実だろうというふうに思ふわけですね。

しかし、私は、今回市長が、市長になられるこの選挙戦の中で、教育の充実というふうに言われている中で、やはり多くの市民は、今度の市長は教育の充実というふうなうたてであるわけだから、教育ももっともよくなるのではないか。これは中学校給食も実現できるのではないかと、父母負担がもっと軽減されるのではないかと、そういうことなども含めてそういう問題があるんだというふうに思ふわけですね。

こういう中で、基本的には自助努力が必要で、受益者負担も考えるんだというふうに言われましたけれども、他市のはかの自治体と比べて、こういうのは効果があらわれない、私は、確かにそれはその自治体その自治体のやり方がありますし、そのとおりとまでは全面的に賛成しないまでも、それは一理あるなという点では、それは思ひます。

しかし、私は福生市の行政が、市の行政がですね、子供たちの教育についてどういうふうな姿勢で、どういう方針で、この福生をもっていくのかという、将来を担う子供たちをどう育ていくのかという点では、私は学校教育は非常に重要な、しかも市民にとっては公平に恩恵をこうむるというか、市政がそういうふうになれば一番いいものだというふう考えるので、子供を持つ市民にとってはだれもが公平に、必ず小学校一年に入ると中学校三年になるわけですよ。

そういうこの九年間の間、そういう施策を充実することが、市長の広報で言われている教育の充実に一番当てはまりやすいのではないかというふうには私は思ふので、こういう点から見たときに、私は羽村が修学旅行に三万三千円出し、桧原が一万二千円出しています。だから、このとおりしろと単純に言うだけではなくて、やはり、これだけの補助

金を出すということは、それだけ教育費にお金がかかっているということを、やはり羽村町や松原村は、そういうことを踏まえてこれだけ補助金が出ているんだらうというふうに考えるわけです。

そういう点から見たときに、私は、将来を担うこの福生の子供たちが、よりよい教育が受けられるように、しかも中学生になりますと高校受験で非常に親も大変な時期に入るわけです。そういう中で、少しでも教育費の父母負担が軽減される、そのことが子供のそういう受験を控えての荒れた気持ちというんですかね、せっぱ詰まった気持ちを少しでも助けることができるならば、私は微々たる予算ではないかというふうに考えるんですね。

市長のそういう今の答弁の中で、これは自助努力だとか受益者負担だとかということはわかりましたけれども、こういうことを踏まえた上でも、私はそれならば自助努力が必要だから、受益者負担が必要だから、もうこれでいいんだというふうに考えられているのかどうか、そのところをもう一つ突っ込んで聞かせていただきたいというふうに思うわけです。

今の中では、福生では中学校で言うと修学旅行と教材費の父母負担を市が、補助は合わせても一万二百五十円なんです。中学校の修学旅行の補助金というのは、たった一度ですね、一回しか行かないんです。それが八千四百円で教材費の補助は千八百五十円。先ほども登壇して言いましたけれども、かかる経費は年間約四万ぐらいかかるわけです。そのうちの千八百五十円の経費だけでは……。

一つ具体的に言いますと、中学三年で、高校へ入るための実力テストというのをやるんです、中学三年ではこれは六回やるのに一万一千四百円かかっているんですね。これは全部父母負担になっております。これについて、じゃあやらなくてもいいではないかというお声もあるかもしれませんが、これをやらないと、私はこれが絶対いいとは思わないんですけれども、今の受験システムの中では、これがないとなかなか高校受験がスムーズにいかないというのもまた、私はこれに賛成するものじゃないですけれども、これもまた事実なんです。本当にいろいろそういう矛盾もあります。そういう中で、先生もいたし方なくこういう実力テストもしなければならぬ実態の中で、こういうお金がかかっているの、そういう点から考えたときに私は、もう一步、自助努力だとか受益者負担、だから、教育の問題も老人福祉の問題も、だから今のままでいいんだということではないというふうに思いますけれども、その先をもう一度、老人福祉に関しても、ぜひ教育委員の問題についても聞かせていただきたいというふうに思うんです。

それと、そういう点で、老人福祉の問題、今、部長が何か答弁されましたけれども、私は先ほど質問したのは、研究して検討していきたいんだという、市長が答弁されたんです。これまでの市長も常にそういう答弁をされているわけです。私は、老人入院見舞金は何回質問したかなと、自分でも数がもう五回以上しているんじゃないかと思うんですけれども、託老所についてもそうですけれども、研究と検討ばかりでは私も困っちゃうんですね。もう優秀な皆さんが、いつまでも研究したり検討したりされているばかりではないというふうに思います。

しかも老人福祉法を私が例にとるまでもなく、老人の皆さんは、これまで社会に貢献されてきて本当に大事にされ、老後を豊かに暮らすという、こういうような老人福祉法があるわけです。こういった老人福祉法の基本的理念に沿っても、私は、やっぱり老人入院見舞金制度や老人アパートの設置や、そして託老所の設置などは、今すぐ自治体で行わなければならない仕事ではないかというふうに思うので、私は、この点も含めて市長の先ほどの答弁をもう一步深めて聞かせていただきたいと思うんです。

その次は片倉の跡地のことですけれども、これについては、そうすると事務レベルのプロジェクトというのはわかりましたけれども、そうすると、何ですか、総合福祉センターはあそこへつくるんです。総合福祉センターをあそこにつくる予定なんですか。そこは前回も私は三月議会でもそういう答弁を聞いていると思うんですけれども、つくる予定で、じゃあ、あの五千坪全部を総合福祉センターに活用するんですか。そこらはどうなっているのかなと、余りよくわからないんです。総合福祉センターはつくるという。

なぜ、こんなことを何回も質問するかといいますと、あそこは近隣の住民の皆さんは、いろんなことを言っているんですよ。ここに総合福祉センターができるみたいだとか、これは大体当たっているからいいんですけれども、どうも、あそこは全部が公園になるんじゃないかという声だとか、片倉工業はつぶれたんだと、だから市が買ったんだけれど、市はとりあえず買っただけで、よそへまた売るんだ、転売するんだと、そういうものもあるんですよ。何か本当に市民の人は、あれだけの広大な土地ですからいろんなことを考えるんです。いろんなうわさがうわさを呼んでうわさになっている部分もあるでしょう。ですから、そういうこともあるのもう一度これを聞かせてもらっているわけです。

からないけれども、その後、残った部分はこういうふうにかかるとか、何かあるんじゃないんですか。何にもないというのじゃないだろうと思うんだけど、そのところをちょっと教えてほしいんですよ。

そういうことも含めて、私は何にするのかということから、市民の皆さんと一緒に相談すべきではないかというのを、三月の松山議員の質問でもそういうことを言ったわけです。金曜日の質問でも遠藤議員も市民も参加したそういう検討会が必要ではないかと言っているわけですね。私もそういうふうにかかるとか、このところをもう一度聞かせてほしいんですよ。

国保の関係なんですけれども、そうすると国保の法の改正によって、福生市における当面の六十三年度予算、当面の影響額の推計は千二百八十四万七千円ですよ、合わせるとね。それで東京都は、これは東京都だからあれですけども、四百二十三万五千六百二十五円、これも推計ですけども、大体新たにこの法の改正で負担増になる分なんです。こうなると、私は東京都の予算で来るこの国保の補助金とペナルティーの問題に、都は新たに四百二十三万五千六百二十五円、推計で負担がふえるので、そうすると、私はペナルティーだとか、その国保への補助金が減るのではないかというふうに非常に心配しているわけです。きっと部長も心配しているようなことは言われてましたので、心配だろうと思うんです。

そうすると、私は、そういうことだけを考えても、保険者としての福生市は、合わせてそれだけ千二百八十四万七千円、市の分だけでも。この分だけ一般会計から持ち出さなきゃいけないわけです。六十三年度は。だって今、保険税は値上げになってないんですからね、その分は持ち出しますよ、そうですね。これを健全運営するために。そうすると、私はこの国保の国会で改正された、改悪された保険法については、私は当然反対していかねければならぬいんだらうと思うんです。これが今年度ですよ。

来年度もこれぐらいですよ、これは大体同じですよ。数字の上下はあるでしょうけれども、約一千二百万、やっぱりこれは自己負担です。それにあわせて東京都が四百二十万も負担増になるから、都の負担金を減らすとか、ペナルティーをもっとかけるとか、こういうふうなことになったら福生市の国保会計は、もう破綻、破綻するということと大げさですけども、非常に運営が健全運営ではなくなるわけですね。

じゃあ、それがどこへ来るか、今何かとんでもないと言ったけれども、市が、じゃあ持ち出ししないと云うんだっ

たら、じゃあみんな被保険者にかぶるんです、それは。ほかから来るところはないんですから。保険税をまた大幅に値上げするというのに、そういう道につながるんです。

そうしますと、独自の、いいですか、減免措置がないために、なくても、今二二・七%の世帯が、国保の加入者の二二・七%の世帯が税の軽減対象者ですよ。それで、六十一年の決算で見ますと、保険税の払えない人は千五百六十八件あるんですよ、これは一般分で保険税が払えなくて滞納になっている人は、これは決算書なんですから、六十一年で千五百六十八件もあるんです。これはなぜこうなったかという、私は、ただ単に全員が悪質の滞納者だというふうには考えないですね。やっぱり払いたくても払えない人たちがこれだけ千五百六十八件あるんです。これで合わせて、この一千二百万をまた国保税にかけてみますと、もうとっても払える保険税じゃなくなっちゃうんですね。

そういうことも含めると、私は今度の自民党・政府の行ったこの国民健康保険法の改悪というのは、とっても一自治体、保険者である福生市としても、絶対これは許せるものではないというふうに思うんですね。私は何が国保の健全運営のためになるかというふうに思うんですね。国はいいでしょうよ、八〇%の補助金を五〇%にしたわけだから、国はこれで六百五十億かなんか浮いたんですよ。その分を全部自治体にしわ寄せしたわけですよ。そういうことから考えると、私は、これをそういうふうに考えられているというのは、ちょっと遺憾なんですよ。

こういう中で、これからますます保険税が値上げになる、そうしますと、ますます滞納者がふえてくる、この繰り返しですよ。そうしていく中で、私は、この法で言う六割四割の軽減、減免だけではなくて、言ってみれば滞納者を減らすためにも、福生市独自の減免制度をつくっていくことが福生の市民の命と暮らしを守るのだというふうに私は考えるんですね。ですから、その点、そういうことから見るとどうなのかなというふうに市長にもう一度この法の改正についてお尋ねしたいんです。

そうすると、そのところで国保をどう健全運営していくかという、そのもともとの、健全運営にする唯一のものは国庫負担率を四五%に戻すことなんです。これを戻せば、こういうふうな国保の保険者の危機や被保険者の危機はなくなるわけですよ。ね。「そんなことできるわけないだろ」「黙ってなよ」と呼ぶ者あり」

これは、私はあの人に聞いても、なぜできないのか聞いてみたいんですけれども、できるはずなんです。これは。

しかも国民健康保険というのは、国民皆保険制度として発足したんだからやらなきゃいけないんです。国に責任があるわけです。私は市長に、あなたに責任があると言っているんじゃないんですね。国に責任があるんです。だから、この国に対して四五％に戻すように、こういうふうな自分が保険者としての、責任者としての国保が大変になっていくんだから、何とかしてくださいと、国じゃないですかというような話をもっともっとすべきだというふうに思うんですね。

ですから、そういうことも含めて、この国民健康保険法の今回の改正について、これだけの一千二百万の影響があるにもかかわらず、それでも安定に運営されるんだから、見解の相違だけで済むのかどうなのか、もう一度このところを聞かせてください。

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩します。

午後二時四十五分 休憩

午後二時五十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川彌八郎君） 先ほどの何ていうんですか、教育と福祉の問題という話ですね。確かに私は自助努力と受益者負担というものを申し上げましたけれども、それだけではないです。たまたま自助努力と受益者負担が極めて重要であるという意味で、それ以外に必要なものは物も必要でしょう、つまりお金ですね、と同時に愛が必要だと思います。やっぱり教育の原点は、私はやはり愛だと思えます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

私は、「二十四の瞳」というのが昭和二十八年ですか、九年ですか、ベストセラーになりましたけれども、やっぱりあいつ世界がなかりせば、これからのこの日本というものは情操的に豊かにならないんじゃないかと、つまりそういう意味においては先生というものが非常に重要な仕事で、つまり未来は、子供は国の宝なりと、それを育てるのは先生の仕事であるという意味において、非常に先生というものに我々は敬意を表さなければならぬ、また先生もそれだけの責任もあるんじゃないかと、つまり愛であると、そんな気がします。

それから国保の件については、部長の方からまた答弁させます。

○市民部長（小野光朗君） それでは国保関係につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

この一連の関係で、今回、国民健康保険制度が変わったわけですけれども、これについてはもう御承知のとおり、今、年間一兆円ずつ国の医療費が伸びているということで、恐らく六十三年度は十九兆円ということで、国民所得の伸びよりも非常に高くて、国の方としては今後の展望として一元化というものを考えているわけです。

そういう意味で、老健制度や退職者医療制度あるいは、この前は被保険者の自己負担の増とか、それからあるいは老健法の一部で、今度は案分率の改正とかというふうなことの間に、今回の国保の制度の改正があったということでございまして、これは、やはり急速に高齢化が進む中で、どうしても国としても、こういうふうな制度を今後持っていかなければならないという中で出てきたものだというふうに私は解釈しております。

その点で三点ですか、高度医療の、要するに突出した医療についての負担の問題とか、今言った老健法の拠出金の内容とか、あるいは四割六割に対する都道府県の導入とか、さまざまな問題が出ているわけでございます。

こういう中で、御指摘のとおり一部負担が増大するわけでございますけれども、これらについても、お互いが検討し合った中で出されたということで、私たちとしても、市町村長会あるいは全国議長会、都道府県関係者あるいは事務局、さまざまな中で市町村としての立場とか、地方自治体の要望はしているわけでございます。そういう中で客観的にこういうふうになっているわけで、今後とも我々としても、そういう努力は市長初め全員しなければならぬという気持ちでおるわけでございます。

そういう中で、東京都の当然ベナルティ等についての厳しくなるんじゃないかというふうな御指摘でございますけれども、これは東京都が、負担が今度法的に決まりますので、その分をふやすか、ふやさないかという問題だと思えますけれども、これらについても、我々としても鋭意努力して、市長会あるいは議会の方にお願ひしたり、あるいは事務局でも要望したりして東京都の方に、不利にならないような努力をしていきたいと思えます。

それと、あと申請減免の件でございますけれども、何分にも確かに御指摘のとおり、滞納分がふえておりまして、これは、ある程度受益者負担という問題の中で、保険税がアップになっていったということもあると思えますけれども、今後とも、なかなか今の中では医療費の増大に見合う財政力の確保という面では、ある程度保険税を払っていただかなければならないということでございますので、現状では、市町村による独自の申請減免の規則等については、

今後検討していくというふうなことで、ひとつ御了解いただきたいと思ひます。以上でございます。

○福祉部長（石川和夫君） 老人福祉の関係でございますけれども、ここにあります三点等につきましては、市長が冒頭述べておりますように、今後、高齢者対策全般にわたりまして研究機関を設けまして、さらに研究していきたいというふうに思っております。

それから片倉工業跡地の関係でございますけれども、具体的にはどういうふうなものにするかというふうなことをあわせまして、プロジェクトの中で研究していくと、検討していくということでございますので、福祉センターを含めまして検討していくということで御理解いただきたいと思ひます。以上です。

○十二番（原 敏子君） それじゃあ要望させていただきます。

まず最初に国保の関係ですね、私もしつこく何回も聞いて申しわけないけれども、国保の関係は、この法改正による福生市の六十三年度にかかわる負担増が、今の部長の答弁でわかりますように、六十三年度分、推計ですけれども、約一千二百八十四万七千円、この法改正により福生市の負担はこれだけふえるわけですよ。これはもう間違いないわけです。

そうしますと、私は、この法改正が今部長が何か一元化に向けてどうのこうのと言っていましたけれども、そんな先のことはともかくとしても、今年度だけ見ましても、一般会計からこの分を繰り出さなければ国保会計はやっていけないですよ。これはそうでしょう、だってこの分、今六十三年度予算書で予算審議したけれど、その分の額が削られちゃうわけだから。八〇％分が五〇％しか来ないんだから、その分をどこから持ってくる。老人保健の拠出金も千二百万減っちゃうわけでしょう。そうしますと、それはもう収支計算ができないわけですよ、どこからか歳入しない限り。そうするとその歳入する先は一般会計からの繰り入れしかないわけですよ、今の時点ではですよ。それが千二百八十四万七千円なわけです。

また、これは今年度においては保険税の値上げが今の時点ではできないからこうなっているんですね。ところが、来年度、きつことしの九月ごろ、その前ぐらいから来年度の保険税はどれぐらいアップすればこの千二百八十四万七千円がもとをとれるかというような計算になるんだらうと思うんですね。そういっちゃあれですけども、想像ですけれども、そうすると、来年度は大幅な保険税の値上げが予測されるわけです。そうすると、さっきから言っ

言っているようにまた滞納者もふえてくるし、もう保険者である自治体もピンチになるけれども、被保険者である市民にも大きな苦しい生活を強いるようになる。しかも非課税世帯でも保険税を払わなくてはならない。

札幌の例なんかで言いますと、年収が三百万の人が一〇％以上の保険税を払うという、そういう実態も出ているんですよ。そういう人は、もう保険税を払えなくなっちゃうんですね。そういうことが、福生では今のところ、まだそれほど高額な保険税になっていないようですけれども、そういうことがこれから起きるような実態が出てきますので、私は国に対して負担率を四五％に戻してほしいということ、こういうふうな被保険者と保険者である自治体、言ってみれば地方自治体と国民を泣かすような、こういうような保険法の改悪については、もう本当に困るんだという、これを国に対して強く言っていたきたいと同時に、東京都に対しても約四百二十万近くのまた新たな負担増が出るわけですよ。

そうしますと、東京都は福生市において四百二十万ですから、二十六市、二十三区あるわけですから、もう膨大な額になるわけです。これをベナルティーや各自治体におろす国保の補助率を引き下げる、補助金を下げるということがないように、これがまたありますと、福生はもう千二百万どころじゃなくなっちゃうわけですよ。うんと大変になってきますので、東京都に対しても、もう本当にこんなことでは困るんだと、福生の国保財政は危機に瀕しているんだということを、やはりぜひとも市長として、国や東京都に要望をしていたきたいと、これは要望しておきます。老人福祉と教育の問題ですけれども、市長の基本的な福祉や教育に対する考え方は抽象的ですけれども、こういうふうにかえられているのかなんていうふうにかえておきます。

しかし、私は、やはり愛であろうと、心であろうと、やはり思っているだけではなかなか相手に通じないもので、相手に通じて初めて愛がわかったり、相手の心の内がわかったりするわけですね。そういう愛や心を大事にされる、そういうものを、やはり数字でといいますか、そういう政策の中で、政治の中で生かしていただきたいというふうに思ひます。

まず一つには、老人福祉の問題ですけれども、再三言っています入院見舞金制度や老人アパートや、そして痴呆性老人の託老所の問題、それと教育の問題も父母負担の軽減だけじゃありませんね、給食の問題もあります。しかし、私は今ここで取り上げたのは教育費の父母負担を軽減してほしいという問題なので、やはり愛だとか、いろんなそ

いう心だとか自助努力だとか受益者負担だとか、いろいろありますけれども、今本当に生活が大変になってきているという中で、この教育の問題での学歴社会、老人福祉で言えば高齢化社会、本当にそれぞれの力だけでは自助努力だけでは賄い切れないこういう社会の中で、皆さんは生活しているわけです。

そういう中で、この地方自治体がどういう役割を果たすかということが非常に福祉や教育に大事になってきている時期ではないかというふうに思います。

ですから、今提案しました老人の入院見舞金制度や老人アパートの設置や託老所の問題、そして教育費の父母負担等もよく研究していただいて、ぜひとも早急に設置したり増額をしたりしていただきたいと思います。

市長になられて初めての議会で、いろいろ質問させていただきました。いろいろ基本的な考え方は市長がこのように考えられているというのにはわかりましたけれども、初めてなのでこのくらいにいたしまして、今後、このようなその愛や心がどのようにあらわれてくるのかということを、また再度質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。いつまでも研究や検討だけに終わるのではなくて、実になるような、そういうものにぜひともしていただきたいというふうに要望しておきまして、終わります。

ありがとうございます。

○議長（村尾栄次君） 次に、二番大森 進君。

（二番 大森 進君登壇）

○二番（大森 進君） それでは一般質問を行っていききたいというふうに思います。

まず初めに米軍横田基地についてお聞きしたいというふうに思います。

一番目の、市長の基地に対する基本的な見解についてであります。さきに遠藤議員あるいは松山議員が質問を行っておりますが、私も基地に反対する立場ですので、石川市長に対して基本的な点から質問を行っていききたいというふうに思います。

市長は、基地に対し容認的な立場から、財源確保を中心に市政対策に臨むと考えられますが、それが市民にとって市民生活を営む上で、市民のためになるとお考えになるのかどうか伺いたいというふうに思います。

二点目として、市長は市長就任一カ月に満たないわけですが、市長になる前は一市民でいたわけですから、福生市の騒音についてどう感じていたのか、できれば市長になった現在ですね、今後どういう対策を通じて騒音問題に対処していくべきか、その考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

二番目に、基地内での日本人労働者のけん銃携帯についてであります。

市民から、横田基地ゲートにおいて、日本人労働者がけん銃を携帯しているとの話を聞いて、私も実際にゲート前に行ってみたわけですが、それは事実であったわけです。一、二カ月前ぐらいからではないかというふうに感じますが、これは重要な内容あるいは意味をもってくるというふうに思います。

この福生市の約三分の一近くの面積を基地が有しているわけですが、まさに福生市としての面積は広くはありません。国道一六号を隔てて多くの福生市民が生活しています。まさに隣接して基地と市民が生活している、そういった内容になっているわけです。まして福生市民が基地で働いている数も百以上というふうに聞いていますし、けん銃を携帯すること自体危険であるという問題が生じてくるわけですが、市はこの件についてどのように考え、あるいは、その事実内容をどこまで把握しているのかお聞きしたいというふうに思います。

次に生活資金貸付事業についてであります。

緊急時における生活資金貸付事業については、お隣の羽村町で本年度から実施されているというふうに聞いております。私も少し話を聞いてきたわけですが、当市においては、生活困窮者に対しては委託事業で実施し、委託先は社会福祉協議会というふうに思いますが、十万円を限度として平均年約十人程度の利用がされているというふうに聞いております。

ここで質問したいことは、今行っている制度は大きな意味もあり、市民に役立っているというふうに思いますので、引き続き実施されるように考えますが、当市の制度をよりよくするために新たに内容を新規につくっていく必要があるというふうに思います。現在、市民生活を営む上で、経済的に見ても生活内容が大きく変わってきているというふうに思います。羽村町の制度で見えますと、教育資金あるいは結婚資金、出産資金、入院資金というように、使用目的を絞った利用内容となっております。

現在、教育問題一つとっても、受験競争がさらに拍車をかけ、親にとって避けては通れないものとなっております。

生活費における教育費は、相当生活を圧迫しているのは周知のとおりであります。市民が急病や事故に遭った際、緊急的にまとまったお金が必要であります。強いて言えば、公務員や組織労働者は共済組合等、そういった制度もあり対策を講じられる一面はありますが、そういった組織のない未組織労働者あるいは低所得で生活をなされている市民を対象に、無制限に貸し出すということは必ずしもそうならないというふうに思いますが、一定の規定的な内容を含め、三十万あるいは五十万を限度とした緊急時における生活資金貸付制度をつくっていく必要性があるというふうに考えますが、市長としてはどういうふうに考えているのかお聞きしたいというふうに思います。

平和運動について質問したいと思います。

ここでは三多摩原水爆禁止運動に対する援助というふうにしましたが、内容としては、私も原水禁運動にかかわってきて運動を進めてきた経緯から、補助金を出す考えが市長にあるかどうかということをお聞きしたいわけです。

平和を望む運動体は、福生市を初めとして数多くの団体があるというふうに思いますが、ことしから予算として計上した平和祈念事業として、世界連邦建設同盟福生支部に補助金として五万円が出されております。平和を望む団体は、歴史的に運動実績を積み重ねている団体も多くあります。その一つとして原水爆禁止三多摩会議もその一つであるというふうに考えます。

運動の一部を紹介いたしますと、毎年八月には広島・長崎に子供たちを四十名以上派遣しておりますし、この三多摩では「六」の日、「九」の日、これは原爆の落ちた日ということで見ているわけですけれども、毎月各自治体、市役所前や駅広において座り込み行動を通じ、平和や反核の運動を行っております。新聞等でその数が百回を超えたという記事が載りましたので御存じの方が数多くおるといいうふうに思いますが、その他さまざまな取り組みを行っております。運動の中心は、広島・長崎の惨劇を繰り返してはならない、全世界の核兵器を廃絶することが目的であります。

先ほど松山議員の質問に対しての答弁に、平和に対する考えはイデオロギーを超越して考えていくんだというような内容の答弁がありました。世界連邦建設同盟福生支部のみではなく、共催として運動していくもの、あるいは補助金を出し運動をしていくものという多様に考える立場に立つなら、原水禁あるいは原水協、そのほか歴史的運動を積み上げてきている団体から、まず補助金を出していく必要があるのではないのでしょうか。

平和運動の前進を図っていくべきだというふうに、私は今後市政における立場として考えますが、市長は、この件についてどのようにお考えになられているのか、お聞きしたいというふうに思います。

最後に、市営プールについて質問していきたいというふうに思います。年間利用の可能な屋内プールの建設と現施設の維持管理についてお聞きしたいというふうに思います。

まず初めに、年間利用可能な屋内プールについてであります。現在の市営プールは、七月一日のオープン、八月末まで利用されますが、夏の期間二カ月しか利用できません。残り十カ月は利用することができない状況であります。広い土地を利用している割には、有効利用とは言いがたいものではないでしょうか。屋内プールを建設することにより、年間利用が可能になり、自治体にとっては市民の健康促進あるいは住民サービスといった面で、ぜひ実施すべきだというふうに思います。

健康面で考えますと、私も医者等の話を聞く機会がありましたので、少し述べますと、現在数多くのスポーツがある中で、総合的な見方からして、水泳が一番健康維持、促進によいとの話をお聞きいたしました。体全体を使っている運動ということになりますし、水の中を歩くだけでも他のスポーツより体への負担がかなり軽くて済むというものだと思います。

市民にとっても、経費について見れば、水着、タオル程度で済みますし、これは少し偏見かもしれませんが、市営プールが年間利用できれば経費も多くかさまないという立場から、ぜひこの屋内プールの建設を考えていく必要があるのではないかとこのように思いますので、市長の考え方を聞きたいというふうに思います。

次に現施設の維持管理についてお聞きします。

はっきり言って美観の問題でありますけれども、オープンする一カ月ぐらい前から清掃等行われるというふうに聞いておりますが、未使用期間についてはごみが投げられたままの場合や、あるいは春には植木や雑草が伸び放題であります。また施設の裏側には機材を放置しっぱなしであります。市営プールの両サイドは市民の散歩にも使用されております。

市営の建物としてあるべき姿だとは思われませんが、今後対処策として何らか講じる考えがあるのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

これで第一回目の質問を終わりたいと思います。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 大森議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

横田基地についてということでございますが、一点目の基地に対する基本的見解についてでございますけれども、所信表明でも申し上げましたように、横田基地についてのとらえ方、対応につきましては、今までの市長の進め方と基本的に変えるつもりはないということであります。

具体的に申し上げますと、基本的には福生市に基地がない方が好ましいわけですが、基地は我が国の平和と安全を保つために、安全条約に基づき存在するものであり、容認せざるを得ないと考えておる次第でございます。ここで見解がいささか違うかもしれませんが、これは遠藤議員並びに松山議員にも申したとおりであります。

同時に、基地の存在に伴い派生するさまざまな市民生活や行財政運営の影響につきましては、国の責任において対策を講ずべきであると考えておりますので、今後、より一層の周辺対策等の充実を図るよう、関係機関に対して強力に要請してまいります。

また基地の存在をマイナスイメージとしてのみとらえるのではなく、例えば自治体施策の大きな課題となっております国際化という面からとらえるならば、むしろプラス要因であろうかと思えます。これは先ほどの松山議員の指摘の話と同じようなことでありますが、こうした意味におきまして、基地の存在を生かしたまちづくりを模索していくことも必要ではなからうかと考えておるところであります。これが横田基地について一番でございます。

二のけん銃の件でございますけれども、二点目の御質問の横田基地内での日本人労働者のけん銃携帯についてでございますが、横田基地の広報部に問い合わせたいいたしましたところ、基地内で警備のために、けん銃所持させているとのことあります。これは基地協定第三条に基づいて、在日米軍施設区域内において警備のため必要なすべての措置をとることができるようになっておりまして、米軍が警備のため必要な措置の一つとして、日本人警備員に短銃を携行して施設内の警備に当たっているとのことでございます。

次に生活資金貸付事業の件でございますけれども、緊急時における生活資金貸付事業についての御質問でございますが、市民で生活が困難で不時の出費などで困っている場合、緊急援護資金としての貸付制度は実施しておりますが、

その他の貸付については、いろいろ状況も違いますのでなかなか難しい問題ではないかと、目下のところは考えております。

それから、次に三多摩原水爆禁止運動に対する援助についてでございますけれども、原水爆禁止の運動に原爆被災者の救援運動や、原水爆禁止のための諸運動を実施していると聞いております。

御質問の運動に対する援助でございますが、現在、賛助金ということで、近隣市町村と同様のおつき合いをさせていただいておりまして、今のところ、その額をふやしていくという考えはございません。ひとつよろしく御理解を願えればと存じます。

それから、これは最後になりますけれども、市営プールについての御質問につきましては、教育委員会から答弁いたさせていただきますので、よろしく願います。

以上で大森議員さんの御質問に対します私の答弁を終わらせていただきます。

○教育次長(古谷正夫君) 自席からお許しいただきまして、市営プールの御質問について御答弁させていただきます。市営プールにつきましては、御案内のとおり夏のスポーツとして、非常に水泳は年齢層を問わずに人気のあるスポーツでございます。昨年は一カ月間という水不足で、市民の皆さんに大変御迷惑をおかけしたところでございます。例年を見ますと最も多く利用いただいております体育施設の一つでございます。

御質問の屋内プールの建設でございますけれども、以前にも市民プールの有効利用についてというふうな御質問をいただいたわけでございます。それにつきまして、全国的に体育施設を手がけております建設設計事務所に御相談申し上げた経過がございます。これらを相談いたしました結果、屋内プールの建設に当たりましては、管理運営面等に数多くの問題がございますので、これらにつきましては、他市の状況等を調査し、今後慎重に考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

次に維持管理の問題でございますけれども、開場期間中の管理業務は委託を申し上げます。それ以外に、機械警備といたしましては、前後二カ月、それから期間中はもちろんでございますけれども、都合合わせまして六カ月間、機械警備をさせていただいております。さらに必要に応じては職員も巡回等をさせておるわけでございます。